

八尾市告示第153号

第4期八尾市障がい者基本計画後期計画策定支援業務について、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び八尾市財務規則（昭和39年八尾市規則第33号。以下「規則」という。）第104条の規定により次のとおり公告する。

令和6年4月8日

八尾市長 山本桂右

記

1 入札に付すべき事項

- (1) 件名 第4期八尾市障がい者基本計画後期計画策定支援業務
- (2) 業務内容 仕様書に定めるとおり。
- (3) 業務委託期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 納入期限 仕様書に定めるとおり。
- (5) 入札回数 3回打切りとする。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 令和6年度八尾市競争入札参加資格者名簿（物品、委託・役務等）において、取扱業種の大分類が「調査・測定・検査・分析」で登録されていること。
- (2) 令和4年4月1日以降に、国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と本件入札に係る業務と種類及び規模をほぼ同じくする業務の契約を締結し、これを全て履行した実績を2件以上有していること。
- (3) 公告の日から入札参加資格審査申請受付締切の日までの間において、八尾市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置（以下「入札参加停止措置」という。）、本件業務に関連する法令に基づく営業停止処分（以下「営業停止処分」という。）及び八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置（以下「入札等排除措置」という。）を受けていないこと。

(4) 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないこと。

3 一般競争入札参加資格審査申請書及び仕様書等

公告の日から一般競争入札参加資格審査申請受付締切の日までの間に本市のホームページに入札参加資格審査申請書及び仕様書等を掲載するので、これらをダウンロードして作成すること。

ホームページのURL <https://www.city.yao.osaka.jp/>

4 入札参加資格審査申請手続

(1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる一般競争入札参加資格審査申請書類（以下「申請書類」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 業務実績調書及びこれを証明する契約書の写し又は取引証明書

ウ 委任状（希望する事業者のみ）

(2) 申請書類は、入札参加資格審査申請受付期間内に受付場所に持参又は郵送により提出しなければならない。ただし、委任状については、入札執行日までの提出とする。

(3) 申請書類を郵送により提出する場合は、次の方法によること。

ア 申請書類は、一般書留郵便、簡易書留郵便又はレターパックプラスのいずれかの方法により、郵送すること。

イ 申請書類は、受付期間内に必着するように郵送すること。

ウ 申請書類を郵送した後に、発送した旨の電話連絡を行うこと。

電話連絡先 八尾市健康福祉部障害福祉課

電話 072-924-3838（直通）

5 入札参加資格審査申請受付

(1) 受付期間 令和6年4月8日から同月15日までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 受付場所 八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館 1 階

八尾市健康福祉部障害福祉課

6 入札参加資格審査の結果通知

令和 6 年 4 月 16 日に電子メールにより通知する。

7 仕様書等に対する質問及び回答

(1) 仕様書等に対する質問は、入札参加資格を認められた者が電子メールにより行うこととし、その他の方法によるものは、一切受け付けない。なお、質問を行う場合は、受信確認のための電話連絡を行うこと。

ア 質問受付期間 令和 6 年 4 月 16 日から同月 19 日午後 4 時まで

イ 問合せ先 八尾市健康福祉部障害福祉課

電子メールアドレス syougai@city.yao.osaka.jp

電話 072-924-3838 (直通)

(2) 受け付けた質問及びその回答は、入札参加資格を認められた全ての者に対して令和 6 年 4 月 23 日午後 5 時までに電子メールにより通知する。

8 入札に参加することができない者

(1) 入札参加資格審査申請時から入札時までの間において、入札参加停止措置、営業停止処分又は入札等排除措置を受けている者

(2) 入札参加資格審査申請受付期間内に申請をしなかった者又は入札参加資格を認められなかった者

(3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者で、入札執行時において、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けていないもの

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者で、入札執行時において、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けていないもの

9 契約条項を示す場所

八尾市本町一丁目 1 番 1 号

八尾市役所本館 1 階

八尾市健康福祉部障害福祉課

10 入札保証金

規則第106条に規定する入札保証金は、規則第108条各号のいずれかに該当する場合はその全部又は一部を免除する。ただし、入札保証金の納付を免除された場合において、落札者が契約を締結しないときは、違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を徴収するものとする。

11 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和6年4月30日（火）午後3時00分

(2) 場所 八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館4階 入札室

12 入札の中止等

入札の中止等については、建設工事等競争入札心得第5条に定めるところによる。

13 落札者の決定

(1) 予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、次のいずれかに該当すると本市が判断した場合は、落札者とならないことがある。

ア 当該入札価格では契約の内容に適合した履行がされないおそれがあること。

イ その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあつて著しく不適当であること。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者の数が2以上であるときは、くじにより落札者を決定する。

14 契約の締結

開札日から契約締結日までの間において、落札者が入札参加停止措置、営業停止処分若しくは入札等排除措置を受けている場合又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者に該当すると認められる場合は、契約を締結しない。この場合において、本市は一切の責めを負わず、及び落札者が入札保証金の納付を免除された者であるときは、違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を徴収するものとする。

15 入札の無効

規則第111条各号のいずれか又は建設工事等競争入札心得第7条各号のいずれかに該当する入札及び虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

16 その他

入札の参加人数は、1事業者1人とする。

17 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館1階

八尾市健康福祉部障害福祉課

電話 072-924-3838（直通） FAX 072-922-4900